

## 第2章 小型船舶操縦士の免許を取ろう

### 1. どうして免許が必要なのか

ボートや水上オートバイを単純に動かすだけであれば、それほど難しいことはありません。体験乗船会で子供がハンドルを握って操縦することが出来るほどです。しかし、一旦船長として海にでると、その全ての責任を船長が負うことになります。

普段生活している陸上には、道路や信号、横断歩道など、さまざまな交通に関する設備やルールがありますが、日常から接しているので自然とルールを身に付けることができています。しかし、海上の交通ルールは多くの人にとってなじみの無いことでしょう。

道端で何か起きたとしても誰かが気付いてくれることでしょう。海上では、自分自身で何かしらの対応を取らなければなりません。小型船舶操縦士の免許は、海上で安全にマリネジャーを楽しむことができる必要最低限の知識や技術を身に付けているという証明書です。まずは免許を取得し、経験を積んで安全に楽しくマリネジャーを満喫してください。

### 2. 免許を取ると何ができるのか

きっと貴方に新しい楽しみが増えることになるでしょう。刺激的で開放的な世界が待っています。日本でのボートライフはまだまだメジャーとは言えませんが、海外では一般的なレジャーとなっており、生活の一部になっていたりします。

地球の7割を占める海。一度しかない人生において、ボートや水上オートバイに乗って海で遊ぶ楽しさを知らないということは非常にもったいないと思います。免許を取るという最初の一步だけ勇気を出して踏み出せば、素晴らしい世界があなたを魅了することでしょう。

昔に比べ、日本でも気軽にマリネジャーを楽しむことができる環境が整ってきています。ボートや水上オートバイも気軽にレンタルをして海に繰り出すことが出来ます。家族や友人とクルージングにでかけるもよし、釣り仲間と絶好のポイントで釣りを楽しむもよし、海上の特等席で花火大会を満喫するもよし、自分次第で今までの人生で経験の無かった素晴らしい日常があなたの生活に加わることでしょう。

### 3. 小型船舶操縦士の免許はどのようにして取るのか

小型船舶の船長になるには、小型船舶操縦士の免許(操縦免許)を取らなければなりません。操縦免許は小型船舶操縦士国家試験に合格した者に与えられ、その証として「小型船舶操縦免許証」が交付されます。

船長として小型船舶に乗船する場合には、操縦免許証を必ず携帯しなければなりません。また、操縦免許証は他人に譲ったり、貸したりしてはいけません。

#### (1) 操縦免許の種類

操縦免許は、乗船する船舶の種類や航行区域によって以下のように分かれています。

免許の種類	船舶の種類	航行区域	免許取得可能年齢
一級小型船舶操縦士	水上オートバイ以外の20トン未満の船舶、20トンを超えるレジャー専用の24メートル未満の船舶(ただし、18歳未満は5トン未満に限定)	すべての水域	18歳以上
二級小型船舶操縦士	5トン未満の船舶で、出力15kW未満	湖川及び一部の海域	16歳以上
湖川小出力限定	水上オートバイ	乗船する水上オートバイの航行区域	

※ 船体の長さが3メートル未満で、機関の出力が15kW未満のボートに乗る場合は、免許は必要ありません。

## (2) 小型船舶操縦士国家試験

小型船舶操縦士の国家試験は、小型船舶操縦士試験機関である、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会が全国各地で実施しています。

国家試験には、身体検査、学科試験、実技試験があります。通常は、1日で全ての試験を行います。ただし、実技試験を別日に行うなどの試験形式もあります。

### 1) 身体検査

身体検査は、視力、色覚、聴力、疾病及び身体機能の障害の有無について、必要な身体検査基準を満たしているかを検査します。

ただし、試験申請時に医師記入の「所定の様式の小型船舶操縦士身体検査証明書」を提出した場合、検査当日は視認等による簡易な検査のみを行います。

身体検査の合格基準は、次のとおりです。

検査項目	基準
視力	両眼とも0.5以上(矯正可)。一眼の視力が0.5未満の場合は、他眼の視力が0.5以上であり、かつ、視野が左右150度以上であること。
色覚	夜間において船舶の灯火の色を識別できること。(灯火の色が識別できない場合は、日出から日没までの間において航路標識の彩色を識別できれば、航行する時間帯が限定された免許を取得できます。)
聴力	5m以上の距離で話声語(普通の大きさの声音)の弁別ができること。(補聴器可)
疾病及び身体機能の障害	軽症で小型船舶操縦者の業務に支障をきたさないと認められること。

## 2) 学科試験

試験問題は「小型船舶の航行の安全に関する教則」の範囲から出題されます。(www.jmra.or.jpにて確認できます)

なお、一級・二級・特殊の出題形式は四肢択一式、二級(湖川)の出題形式は正誤式です。

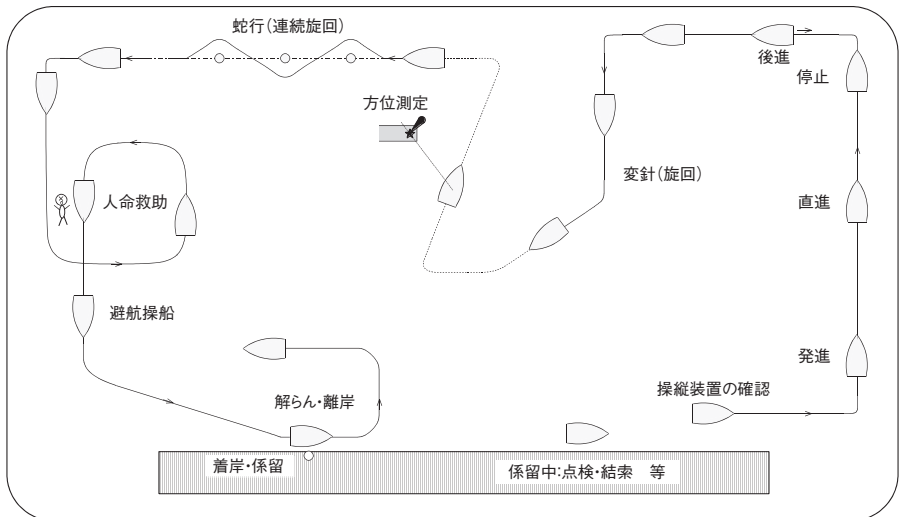
試験科目及び問題数

試験の種別	試験科目及び問題数					試験時間 (問題数)
	心得及び 遵守事項	交通の方法	運航	上級運航Ⅰ	上級運航Ⅱ	
一級	12問	14問	24問	8問	6問	2時間20分 (64問)
二級	12問	14問	24問	/	/	1時間10分 (50問)
二級 (湖川小出力)	10問	8問	12問	/	/	30分 (30問)
特殊	12問	10問	18問	/	/	50分 (40問)

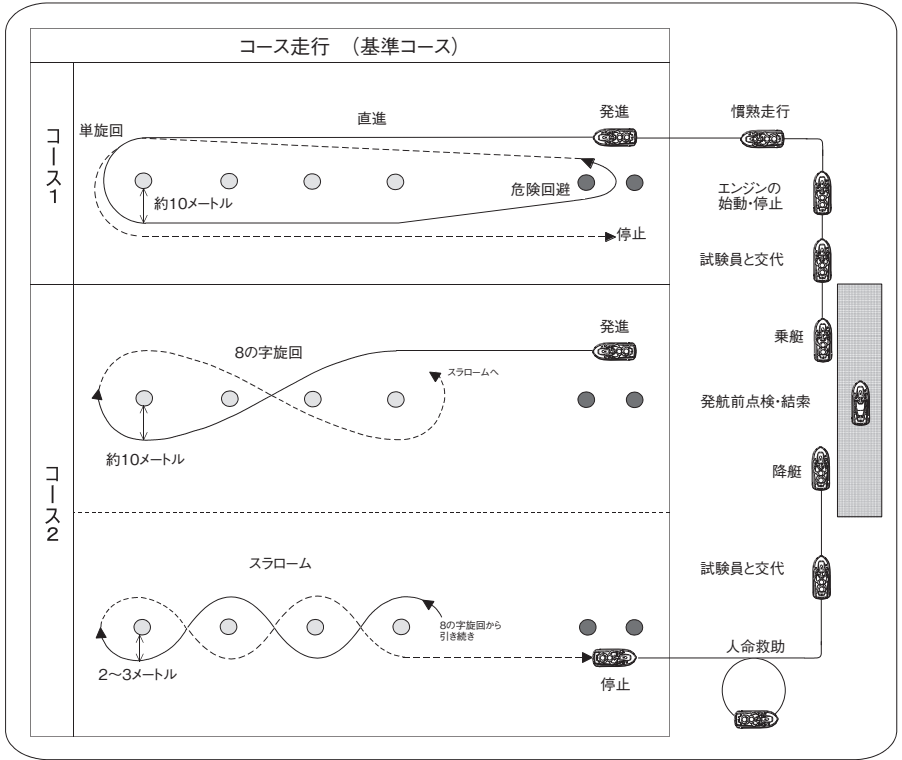
## 3) 実技試験

実際に船を使用し、操船技術等の試験を行います。実技試験は、おおむね次のとおり行います。

一級・二級



特殊



※上記の図はともに試験の一例です。水面や乗船人数等の状況により、出題順が異なります。

(3) 受験のしかた

小型船舶操縦士国家試験を受験するには、以下のいずれかの方法で勉強して受験することになります。

1) 免許スクールコース

マリーナ運営やボート販売等を行う企業、または免許スクール事業を専門に行う企業の講習を受講し、試験を受験するコースです。

試験合格に向け、各免許スクールは独自のカリキュラムを策定して講習を行っています。講習日程や料金はスクールによってさまざまですが、料金は【登録小型船舶教習所コース】より安価に設定されています。

また、小型船舶操縦士国家試験は、他の国家試験に比べ非常に合格率が高く、免許スクールに通って、短期間で気軽に受験できることも魅力のひとつでもあります。

## 2) 登録小型船舶教習所コース

国土交通省に登録されている海洋・水産系の大学や高校(約50校)または民間の小型船舶教習所(約50団体)に入校して、免許取得を目指すコースです。

免許スクールコースよりも長い時間の、法律に定められたカリキュラムを履修し、国家試験と同じ内容の修了試験が実施されます。国家試験免除というのは、国家試験に申請する際に免除になるものであって、修了試験があることは、国家試験と変わりはありません。この修了試験に合格すると教習課程が修了となり、その修了証明書と必要書類を添付して試験申請を行う場合、国家試験のうちの学科試験と実技試験が免除されます。

## 3) 個人で勉強するコース

免許スクールや登録小型船舶教習所に通うことなく独学で勉強し、受験するコースです。

学科試験はこの方法が可能ですが、実技試験は難しい面があります。独学で実技の受験勉強をする場合、ボートを所有する友人・知人がいて、試験内容について指導してくれる環境が必要です。また、港内や大型船航路内での実地訓練では、国土交通省等関係機関に事前の届出が必要となります。以上のことから、独学による受験を目指す方も、実技だけは免許スクールで受講する方法を選ぶ方が多いようです。

個人で勉強される場合は、まず最初に本会ウェブサイト([www.jmra.or.jp](http://www.jmra.or.jp))をご覧ください。

### 試験手数料(平成28年1月現在)

試験種別	身体検査	学科試験	実技試験	合計
一級	※3,450円	6,600円	18,900円	28,950円
二級	※3,450円	3,550円	18,900円	25,900円
二級湖川出力限定)	※3,450円	2,800円	15,000円	21,250円
特殊	※3,450円	2,900円	16,400円	22,750円

\*申請前に病院で検査を受け、「身体検査証明書」を提出した場合の身体検査手数料は1,600円です。

## 4. 操縦免許証の更新

操縦免許は人に与えられた「資格」で、船舶職員及び小型船舶操縦者法等に違反して取り消し処分を受けたりしない限り終身有効です。

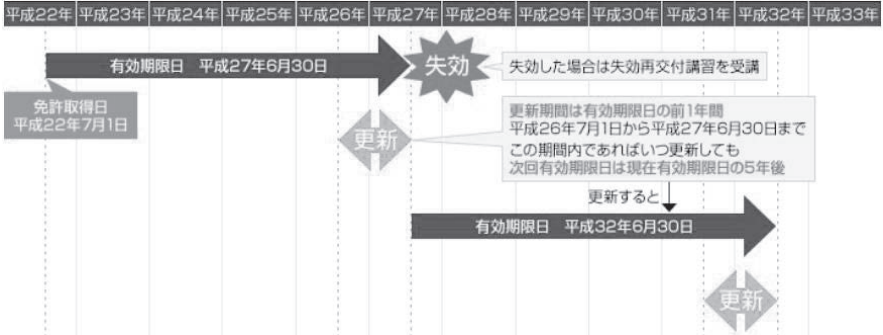
操縦免許証は免許を与えられている「証明書」で5年間の有効期間があります。有効期間を過ぎると効力を失いますので、更新が必要となります。

この更新制度は、5年ごとに身体適性及び知識技能の再確認を行うことにより、船舶航行の

安全を確保しようとするものです。

更新手続きは、有効期限の1年前から行うことができます。

### (1) 更新の時期



### (2) 更新の要件

操縦免許証を更新するには、身体適性基準（操縦試験の身体検査基準と同じ。ただし、色覚の部分を除く）を満たし、同時に次の要件の内いずれか1つを満たしていなければなりません。

- 1) 登録操縦免許証更新（失効再交付）講習実施機関（以下、「講習機関」という。）の行う更新講習を修了していること。
- 2) 5年間で船長として1ヶ月以上の乗船履歴があること。
- 3) 乗船履歴がある者と同等以上の知識及び経験があること、地方運輸局長が認める職務に一定期間従事していたこと。

※ 2)、3) について、詳しくは最寄りの運輸局等へお問い合わせください。

### (3) 更新の方法

更新講習を受講して更新するのが一般的で、実際の更新手続きの流れは次のようになります。

- 1) 受講申込み（講習機関の窓口）
- 2) 更新講習受講（講習機関が指定した会場）  
身体適性の確認は、講習会場にて講習受講前に行い、基準を満たした方が講習を受講します。
- 3) 更新申請（地方運輸局等の窓口）
- 4) 新しい操縦免許証取得

※ 講習機関とは操縦免許証の更新講習等に係る事務を行う事業者で、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会や(一財)尾道海技学院など82団体(平成27年12月現在)が登録さ

れています。

※ 参考 第 11 章 海洋レジャー関係団体の事業と問い合わせ窓口紹介

手続きは次のようになります。

### 1) 受講申込み

次の書類を講習機関の窓口提出します。

- ①更新講習受講等申込書
- ②操縦免許証の写し
- ③写真1枚 (45mm×35mm)
- ④料金(身体検査料750円・受講料3,450円の計4,200円(税込)((一財)日本海洋レジャー安全・振興協会の場合)
- ⑤免許証記載の氏名又は本籍の都道府県名に変更がある場合は、地方運輸局等に提出する本籍記載の住民票のコピー (マイナンバーの記載がないもの)

### 2) 更新講習受講

申込みをしたら、指定された会場に操縦免許証を持って集合します。

始めに身体検査を行い、次に講習が約1時間です。身体検査は受検人数によって前後しますが概ね30分です。

身体検査に合格して講習を修了した方には、身体検査証明書・更新講習修了証明書が交付されます。

### 3) 更新申請

講習受講後は、最寄りの運輸局等で更新手続きを行います。

手続きは、次のうち、早く来る期日までに行ってください。

- ①操縦免許証の有効期限
- ②身体検査証明書・更新講習修了証明書の有効期限(検査日又は受講日からそれぞれ3ヶ月)

申請手続きは、以下の方法で行うことができます。

- ①本人が運輸局等の窓口で直接出向いて行う。
- ②海事代理士に委任して手続きを代行してもらう。  
委任する場合、海事代理士手数料が発生しますが、講習機関から海事代理士の紹介も行っていきます。
- ③運輸局等へ必要書類等を郵送して手続きを行う。

申請書類は次のとおりです。

- ①操縦免許証更新申請書 1通
- ②写真 1枚 (45mm×35mm)
- ③本籍記載の住民票の写し 1通 (免許証記載の氏名・本籍の都道府県名・現住所等に変更がある場合) (マイナンバーの記載がないもの)
- ④身体検査証明書 1通
- ⑤更新講習修了証明書 1通
- ⑥納付書 1通 (更新申請手数料として1,350円分の収入印紙貼付)
- ⑦操縦免許証

窓口に直接申請すれば、即日交付される運輸局があります。郵送の場合は若干時間がかかります。

#### (4) 操縦免許証を失効させた場合

更新手続をしないで有効期限が切れた場合は、その操縦免許証では、引き続き船長として乗船することができません。このような場合は失効再交付講習を受講して、操縦免許証の再交付を受けることで乗船することができますようになります。

再交付を受ける手続きの流れは、更新講習を受講して更新する場合とほぼ同じです。相違点を列記します。

##### 1) 受講申込み

「失効再交付講習受講等申込書」で申込み

料金は、身体検査料750円・受講料8,250円の計9,000円(税込)((一財)日本海洋レジャー安全・振興協会の場合)

##### 2) 失効再交付講習受講

講習が約2時間20分

終了後、失効再交付講習修了証明書が交付されます。

##### 3) 失効再交付申請

「操縦免許証失効再交付申請書」で申請

手続きは、身体検査証明書・失効再交付修了証明書の有効期限内に行ってください。納付書には、失効再交付申請手数料として1,250円分の収入印紙を貼付

#### (5) 操縦免許証の訂正、紛失等について



操縦免許証に記載された氏名、本籍、現住所等の登録事項に変更がある場合は、本籍記載の住民票の写しを必要書類に添えて、地方運輸局等へ登録事項の訂正を申請しなければなりません。

操縦免許証を①滅失(紛失、盗難など)又は、②き損(写真の変質、汚損等)した場合は、再交付の申請をすることができます。

上記の免許証が更新期間に入っている場合や失効している場合、前述の更新申請や失効再交付申請を同時に行うことができます。

※ 操縦免許証を滅失・き損している場合は郵送での申請はできません。

小型船舶操縦士免許受有者数の推移 (単位：千人)

資格	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
一級小型+特殊	825	830	836	841	847
二級小型+特殊	2,038	2,037	2,037	2,037	2,038
一級小型のみ	65	73	81	91	100
二級小型のみ	215	230	247	264	280
特殊のみ	94	103	114	127	138
計	3,236	3,274	3,315	3,359	3,403

